明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**一九）　二

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**六五）

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（**同**六六）

〔告　示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**一三）　三

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（**総務**一九六）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**三〇）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**三一）

○除籍の一部が滅失した件（**法務**二六六、二六七）　三

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**同**二六八）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二六九）　四

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一〇）

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一一）　五

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一二）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一〇三）

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一〇四）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一〇五）

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（**同**一〇六）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一〇六七～一〇七四）　五

○住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部を改正した件（**経済産業**一二四）　七

○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**五四五～五四九）　九

○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（**同**五五〇～五五二）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省　経済産業省　三重県　山口県　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分、特定保険募集人の所在の確知等、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の登録取消し処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分、鉄道財団設定関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係　二五

地方公共団体

公債償還（東京都区）関係　二六

会社その他